

塩素酸に係る薬品基準の改正に関する「水道施設の技術的基準を定める省令」の
一部改正案に関する意見募集の結果について

平成19年10月26日
厚生労働省健康局水道課

「塩素酸に係る薬品基準の改正に関する『水道施設の技術的基準を定める省令』の一部改正案」について、平成19年8月16日から9月18日まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は次のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

塩素酸に係る薬品基準の改正に関する「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

番号	御意見	当省の考え方
001	[意見 1] 【該当箇所】 『参考資料』 6. 塩素酸の次亜塩素酸ナトリウムからの生成および塩素酸の薬品基準について 必要に応じ、塩素酸塩の一度あたりの購入量を少量とし、購入頻度を増やすなど、（途中略） 配慮する必要がある。 【意見】 1 度あたりの購入量の少量化、購入頻度の増加という案は慎重かつ長期的に検討するべきと考えます。 【理由】 ①次亜塩素酸ナトリウム専用のタンクローリーは車両数は限られます。また製品の品質維持のためチタン製タンクを使用しているため、新たなローリーの製作には高い費用と相当期間を必要とします。従いまして、製作の予算取りを含め複数年の猶予期間が必要と考えます。 ②輸送用タンクローリーの運行増加は、交通量の増加及び、CO₂の排出量増加をもたらし、社会的影響が懸念されます。 [意見 2] 【該当箇所】 『参考資料』 6. 塩素酸の次亜塩素酸ナトリウムからの生成および塩素酸の薬品基準について 塩素酸濃度が特に問題となるのは、塩素注入率が10mg/l程度と高い水道事業者においてである。 【意見】 塩素注入率が把握されていない、もしくは購入仕様書の中で最大注入率を記載していない水道事業者があり改善を要する。 【理由】 次亜塩素酸ナトリウムの的確なグレード選定に必要な事項である。 [意見 3] 【該当箇所】 『参考資料』 8. 薬品管理対策 （1）納入時の塩素酸濃度の確認 【意見】 薬品価格の上昇要因となります。 【理由】 成分表（試験成績表）等への記載の追加により増加する管理コストは、薬品価格に転嫁せざるを得ません。	[回答 1] 塩素酸の薬品基準は3年間の経過措置を設けて段階的に強化していく予定としています。また、購入量を少量にしたり購入頻度を増やす必要のある水道事業者は限定的で、交通量増加等の影響は大きくないものと考えられます。 [回答 2] 改正後の薬品基準の施行に当たり、参考とさせていただきます。 [回答 3] 改正後の薬品基準の施行に当たり、参考とさせていただきます。

番号	御意見	当省の考え方
002	[意見] 見解 (1) 薬品基準の一部改正 水道基準項目塩素酸「0.6mg/L以下」から「0.4mg/L以下」への改正について、薬品中の塩素酸濃度は納入時点におきまして、現在の技術的に可能であると推察されます（注入率100mg/L、有効塩素濃度10%の場合）。 しかしながら、上記の通り、次亜塩素酸ナトリウム中に含まれる塩素酸は、次亜塩素酸ナトリウムの経時変化（有効塩素分の分解）に伴って増加することから、受入後の使用者側の管理方法改善による塩素酸濃度抑制のための対策が必要です。 (2) 次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度抑制対策（案） ①室温が低く、日光の当たらない冷暗所での保存 ②6%程度に希釈した次亜塩素酸ナトリウムの普及 ③1回当たりの納入数量を少なくし、タンクイン後使い切るまでの期間を短くする ※①については全浄水場での実施の実現性が懸念されます。 ②③については輸送面でのコスト増が懸念されます（現状の車両数では対応不可です）。 結論 薬品製造業者といたしましては、薬品の品質保証責任は各浄水場への納入時点までと考えます。また、塩素酸抑制についても受入側の理解と努力が必要です。	[回答] 薬品製造業者の品質保証責任が各浄水場への納入時点までであり、塩素酸の抑制については、水道事業者側においても努力が必要であることはご意見のとおりですが、薬品製造業者側においても、水道事業者で適切な管理が行われるように保管方法等 について必要な表示や注意喚起を行うとともに、納入後の品質管理方法等に関する相談等にご対応いただくなど、ご協力をお願いしたいと考えます。